

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	高野町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.koya.wakayama.jp/kurashi/information/4208.html

執行機関名 高野町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年高野町条例第7号)に基づく事務であって次に掲げるもの(1)資格の認定の事務(2)助成金の支給事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年高野町条例第7号)に基づく事務であって次に掲げるもの(1)資格の認定の事務(2)助成金の支給事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年条例第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるように努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児</u> の医療費を助成することにより、 <u>乳幼児</u> の <u>疾病</u> の <u>早期発見</u> 及び <u>早期治療</u> を促進するとともに、子育てに伴う保護者の <u>経済的負担</u> の軽減を図り、もって <u>乳幼児</u> の <u>健全な育成</u> 及び子どもを生み育てることができる環境づくりを促進することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高野町乳幼児医療費給付条例(平成20年条例第7号)